

2019年8月

各 位

消費税率の改定に伴うお知らせ

大阪ガスセキュリティサービス株式会社

平素は格別のご高配を賜り誠に有難うございます。

さて、2019年10月1日に予定されます消費税率の改定に伴い、弊社よりお客さまにご請求させていただく消費税の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 2019年9月1日より、2019年10月1日以降に弊社からご提供します商品・サービス等にかかる消費税につきましては、経過措置が適用されるものを除き、新消費税率10%（軽減税率の対象品目は8%）でご請求させていただきます。
2. 2019年10月1日以降に弊社からご提供します商品・サービス等にかかる消費税につきまして、現行消費税率8%でご請求済みのお客さまにおかれましては、原則、新消費税率10%と現行消費税率8%の差額分（2%相当額）を別途ご請求させていただきます。

以上

[⇒戸建向けサービスをご利用いただいているお客さまはこちらをご覧ください\(価格表\)](#)